

公立陶生病院医事・診療事務等業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

- (1) 業務名
公立陶生病院医事・診療事務等業務委託
- (2) 業務内容
別紙「公立陶生病院医事・診療事務等業務委託の仕様書」による。
- (3) 業務委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）
- (4) 事業費上限額（債務負担行為）
本業務の事業費（3年間の総額）は1,713,570,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）を上限とする。
※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- (5) 業務場所
愛知県瀬戸市西追分町160番地内

2 プロポーザルにおける参加資格に関する必要事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申請をする本店又は支店（営業所）が愛知県内に設置している者であること。
- (3) 公募開始の前日において、令和4・5年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に、業務（大分類）「03：役務の提供等」営業種目（中分類）「16：その他の業務委託等」取扱内容（小分類）「08：医療事務」に係る業種が登録されている者であること。
- (4) 公募開始の日から業者選定の日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) その他の法令、規則等に違反していない者であること。
- (8) 令和5年4月1日現在、500床以上のDPC対象病院と現に医事・診療事務等の契約を有する者であること。

3 担当部署及び問い合わせ先

〒489-8642 瀬戸市西追分町160番地

公立陶生病院 事務局企画部医事課 櫻井、岩田、夏目

電話 0561-82-5101（内線4470） F A X 0561-82-9139

メールアドレス：ijika@tosei.or.jp

4 プロポーザル参加資格確認申請

(1) 提出書類

プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

※必要時、公立陶生病院ホームページからダウンロードする。

公立陶生病院ホームページ <https://www.tosei.or.jp/>

(2) 添付書類

ア 会社概要

イ 登記事項証明書

ウ 直近から過去3年間の決算書（財務諸表、貸借対照表を含む。）

エ 賠償責任保険等に加入している場合、その加入内容が分かるもの

オ 個人情報保護対策に係る外部認証を受けている場合、その認証が分かるもの

カ 受託した実績を証する書類（契約書の写し又は受託した医療機関が発行する履行証明書）

※同時期に複数の受託実績がある場合、許可病床数が最も多い医療機関のものを添付すること。

(3) 提出部数

各1部 ※提出書類はA4サイズにて調製すること。（A3資料は折り込み可とする。）

(4) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参（土、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(6) 提出期間

令和5年11月28日（火）から12月7日（木）17時00分まで（郵送の場合、必着とする。）

(7) プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格を有すると認められた者を提案者と認め、その結果を通知するものとする。

※令和5年12月14日（木）発送予定

5 提案書の提出方法等

提案者として認められた者でプロポーザル参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年1月12日（金）17時00分必着

(2) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(3) 提出部数

正本1部 副本7部

(4) 提出方法

持参（土、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで）に限る。

(5) 提案内容及び指定見積書

提案内容及び指定見積書は、仕様書に基づき、病院概要を参考に事業者の提案を行うものとする。

なお、提案項目は以下のとおりとする。

提案項目	提案細項目
1. 会社概要	事業遂行能力（事業内容・規模、経営状況等） 同種同規模事業受託実績及び成果
2. 業務従事スタッフの確保・管理体制 （配置想定人員、要員育成体制、 現場管理体制）	総従業者数、配備想定人数（経験年数、取得済み資格等別）及び人材確保対策 社内研修制度・人材育成計画の有無、報告及び内容 ・新規採用時・採用後研修の適切な実施、資格取得支援、研修実績の報告 ・個人情報保護、LGBTQ、SDGs等時代に即した研修内容 接遇教育の具体的な内容及び方法 現場管理の責任体制 クレーム・トラブル対応 緊急・災害時対応 スタッフのローテーション、適性を考慮した配置 離職防止対策、現場の欠員対策
3. 診療報酬請求事務支援体制	診療報酬請求事務の精度向上への対応 査定、再審査請求への対応 診療報酬改定への対応、情報提供、支援体制 DPCコーディングに対する取組み
4. 病院経営改善支援体制	診療報酬関係情報の提供 診療報酬請求への具体的な改善案 病院の経営改善に資する具体的な支援方法
5. 業務の引継ぎ・引渡し体制	業務の引継ぎに係る工程の想定 業務の引渡しについての考え方
6. 独自提案	仕様書外の提案（必須事項：未収金対策）
7. 指定見積書	「指定見積書を参照」

(6) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提案は原則文書によるものとし、文書を補完するために必要な図面、写真、イラスト等は使用可能とする。

エ 提出書類はA4サイズにて調製し、カラー印刷可とする。（A3資料は折り込み可とする。）

オ 提案について「提案項目」「提案細項目」ごとに、ポイントを押さえ、簡潔明瞭を旨とし、記載すること。

カ 指定見積書については、仕様書に記載してある業務量の見積額と新規提案をする場合は、その他に見積額を記載して提出すること。

キ 仕様書「13. その他支援業務」の随時業務における(1) インフルエンザ予防接種業務及び(2) その他ワクチン接種業務については、年間で合わせて15日間半日分(7.5日分)程度の業務量とし、(3) 点数改定業務、(4) その他業務については、時間外業務として想定される業務量を合わせた見積額を指定見積書のその他に記載して提出すること。

ク 指定見積書は業務期間における総額を記載すること。

6 現地確認

本プロポーザルに係る現地確認を次のとおり開催する。

(1) 参加資格

プロポーザル参加資格確認申請書を提出し、提案者として認められた者

(2) 申請期限

令和5年12月22日(金)17時00分まで

(3) 現地確認期間

令和5年12月15日(金)から令和5年12月27日(水)までの間で日時を調整する。

(4) 申請に必要なもの

任意の様式で必要事項(参加事業者名、担当者名、連絡先電話番号、参加人数)を記載したもの

(5) 申請場所

「3 担当部署」と同じ

(6) 申請方法

持参(土、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで)又は電子メールにて申請すること。なお、電子メールにて申請する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(7) 参加人数

5名以内(病院運営に支障のない範囲内で病院見学を許可する。)

7 質問受付

本プロポーザルに係る仕様書及び業務内容等に関する質問は、質問書(様式2)により提出すること。

※必要時、公立陶生病院ホームページからダウンロードする。

公立陶生病院ホームページ <https://www.tosei.or.jp/>

(1) 提出期間

令和5年12月15日(金)から12月22日(金)17時00分まで

(2) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(3) 提出方法

持参(土、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで)又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 質問の回答

電子メールにより令和5年12月27日(水)までに提案者として認められた者全員に回答する。

8 選定方法等

- (1) 審査は「公立陶生病院医事・診療事務等業務委託公募型プロポーザル方式評価委員会」が評価基準に基づいて審査し、最も優れている提案者を最優先交渉者とする。
- (2) 審査方法は提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し決定する。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年1月中旬に行うものとし、日程、場所等の必要事項については提案者に別途通知するものとする。
 - イ プレゼンテーション及びヒアリングは30分程度（20分のプレゼンテーション、その後ヒアリング）とする。
 - ウ 出席者は4名以内とする。
 - エ パソコンを使用する場合は、パソコン及びプロジェクターは各自で準備すること。
- (4) 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- (5) 審査結果は後日、各提案者に文書をもって通知する。
- (6) 最優先交渉者と契約締結にやむを得ない理由により契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たに交渉者として手続きを行うものとする。
- (7) 業務委託の実施に当たり、提案者にいずれもが病院側が求める最低基準に達していないと判断されるときは、優先交渉者を決定しない場合がある。

9 無効となる提案

次に該当する提案は無効とする。

- (1) 本要項に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 提案書等の作成及び提出に関する条件を違反した提案
- (4) 評価の公平性に影響をあたえる行為をした者の提案

10 その他注意事項

- (1) 選定された最優先交渉者は、公立陶生病院組合管理者との間に委託契約を締結することとする。
なお、契約金額については、選定された事業者から別途見積を徴収するものとする。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。
- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 本要項に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。
- (5) 参加資格確認申請書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を持参（土、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで）すること。